慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治初頭に於ける保護貿易思想とE.P. Smithの来朝
Sub Title	
Author	江波戸, 靖
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.11 (1938. 11) ,p.1521(55)- 1538(72)
JaLC DOI	10.14991/001.19381101-0055
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19381101-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ことになるのである。

既に公定價格制が採用されてゐる以上、その實際の運用に關し、監視の行はれる必要がある。その機關として設けられたものが物價調査員及び經濟警察の制度である。物價調査員は名譽職であり、又公務員たる資格を有し、定期又は臨時に公定價格ある物品の市價の調査をなすこと等により、地方長官の物價調整の任務を補完することゝなつてゐる。十三年度豫算に於いては、全國に三千人任命されることになつてゐる。違犯の摘發は勿論經濟警察の擔當する所であること言ふまでもない。

以上は、我が國現下の物價對策の發展段階と、その機構の概要である。之によつても概察し得られるであらうやうに、その對策は寔に整備し來たつてゐる。又確かにそれによつて、物價急騰の趨勢は之を抑制することが出來たと思ふ。併しそれは勿論未だ形式的整備に過ぎず、之を實質的に長期戰體制に適應せしめなければならぬ事態に到達してゐる。即ち前に指摘した通り、既に第三期に移行し又は移行すべき段階に在るのであつて、それ丈に幾多重大な問題が其處に伏在してゐる。それ故に、斯かる點を指摘し、之を檢討する筈であつたが、既に豫定の紙幅を費したので、更めて之を取扱ふことにしたいと思ふ。（昭和十三・十・廿五稿）

明治初頭に於ける保護貿易思想と E. P. Smith の來朝

江波戸　靖

（一）

我國の海外貿易は、秀吉の時代や德川時代の初めにはむしろ奬勵されて居たが、國内の政治的安定を紊すと考へてキリスト敎を排斥したのに伴ひ、貿易國が制限せられ、又、十七世紀以來東方進出した西洋各國が植民地經營に必要なる銅を日本に求めたので、幕府は金銀銅の濫出を憂へて次第に貿易を縮少して行つた。當時の貿易は尙國内産業と密接な關係を持たず、必需品の自給自足が行はれてゐた。かゝる時代の支配的思想は貿易を否定する重金思想であつた。幕末に至り最初に來たのは、當時西部擴張の完成に近づき、産業革命の進展しつゝあつた米國であつて、續いてヨーロッパの諸先進資本主義國が、世界市場の一環たるべきを求めて來航した。我國は無力なる爲に之を容れざるを得なかつた。關税は次第に低下せしめられた。安政五年米國との修好通商條約に附せられた貿易章程にあつては船舶品、食料品、石炭等が五分なる他は總て二割、酒類は三割五分の輸入税の定めであつたが、英國との條約の際に、木綿及羊毛ノ織物が五分に加へられ、慶應二年五月の改税約書に至つては、無税品が增加し、輸出入の諸品すべて從價五分が基本となつた。しかも從價税は輸出港の價格から計算し、又從量税が多かつたから、後に物價騰貴に依つて實際には從價一分にも達しないものが少くなかつたと言はれる。當時歐米産業に於て支配的なり

ー織維工業品は、廉價なる商品の威力を揮つたが、未だ量は極めて少なかつた。之に反して輸出は開港初期の全貿易中に於て重要な地位を占め、貿易による國内社會經濟への影響は輸出によつてもたらされた。即ち製絲業に於けるマニュファクチュア、其他資本主義的生産樣式が簇生した。商品經濟の侵入は激化した。鎖國といふ制約下にあつた生産に對し、底無しの國外市場の需要は、幕府の統制策を超えて物資の大量洋行を來たし、金銀比價の差に原因する金流出の幣制攪亂と相まつて物價騰貴を惹起した。ここに、神國論と重金主義とを借用したナショナリズムは討幕運動に結合し、攘夷派の政權が樹立された。

かくの如き情勢の下にあつて、蘭學を學ぶ一派は早くから海外の事情を知り貿易肯定論に傾いたのであるが、英國流の經濟學を攝取するに及んで、自由貿易論を唱へるに至つた。福澤先生や神田孝平・加藤弘之がそれである。彼等は日本の獨立の爲には外國と交易する事に依つて、その高廣の文明を取入れ、又富を集積しなければならぬと考へた。その爲に、封建的鎖國主義や商工業輕視の傾向を打破し、資本主義的精神を鼓吹し、資本主義經濟機構を紹介せんとする啟蒙的意圖を以て自由貿易を宣傳したのである。

（二）

新政府當路者達とてもすでに時代の方向を感じてゐたのである。進んで諸外國に接し、商法司・通商司の設立によつて產業貿易の發展をはかつた。他方こゝに障害となるべき所謂る不平等條約に對して、早くから改善の努力が拂はれた。

明治元年正月十日の御詔勅に「但是迄於幕府取結候條約ノ中弊害有之候件々利害得失公議之上御改革可被爲在候」とその意が示され、同年十二月外國官準知事東久世通禧の名を以て、從來の條約は未だ改正の期に達しないが、再議に着手すべき旨を各國の代表者に照會したが之に應ずる者なく、二年十二月には外務卿澤宣嘉、翌年四月には外務大輔寺島宗則が列國大使に條約改正を要求したが之も應ずる者が無かつた。しかし乍ら明治五年は安政條約に規定せる改正期であり、改稅約書も亦運上目錄の改正を同年五月と定めてあつたので、積極的に各國に大使を派遣して各國に於て改正談判を開始せしめる事となり、明治四年十一月岩倉具視を右大臣兼特命全權大使とし、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、工部少輔山口尙芳を各副使として派遣した、

しからばこの條約改正運動は如何なる考に基いて行はれたものであらうか。初期の條約改正運動にあつては關稅自主權の回復に重點が置かれたといふことは一般に認められてゐるが、何故法權を後廻しにしてそうなつたかに就ては色々說があり、或論者は、當時日本の法律の不備が治外法權撤廢を不可能にしてゐたからであると消極的理由を擧げてゐる。或ひは、關稅改正に依る財政收入增加を目的としたと云ふ。確かに當時未だ租稅制度が確立せず關稅收入が重要な地位にあつたとは云へ、その增加を目的としたのではなかつた。理論的には極めて幼稚であり、形式的模倣に走り易かつたとしても、保護關稅の設定を企圖したものであつた。

後に使節の一員となり、當時ワシントンに留學中の大藏少輔伊藤博文は明治四年辛未正月二十八日、大納言・參議・大藏卿輔・外務卿輔に宛てゝ長文の書簡を送り、五年の條約改正の重大なるを說いてゐる。彼に依れば、貿易輸出入稅に就ては各國は其の國内物產の狀實に應じて異同がある。之を「防禦稅プロテクトメッキス（ママ）」と謂ひ、國民をして物產を起さしめん爲である。我邦の如きは此法を用ひなければ文明開化の域に至る期を遲らせてしまふ。米國は此の法によつて物產を起すようとなつたのである。又、更に、

「英國之富强にいたるも初め此法を以て盛に物產の製造を起し遂に他國より粗貨（羊毛綿花綿糸之類）を輸入して之を精貨

羅紗金布絹布之類となし再ひ之を他國へ輸出し其利を積て國を富まし今日の盛大に至る……今英人之意にては專ら自由貿易フリーテレード之税を主張し之を我邦にも誘導せんと謀る是彼が自を謀る術なれは我邦に取りて大害あり我邦にては須らく米國の防禦税を設けて我國の物産を盛にし充實之後に至りて英國の例に倣ひ自由貿易の税を立るへし」（岩倉具視關係文書第七　三三三頁以下）

同じく四年の八月には大藏卿大久保利通・大藏大輔井上馨が關税自主權の回復に就て正院へ具申した。輸出入税の權利は其政府の特裁に屬するのが萬國普通の例規である。來年條約改正に際して、「輸出入税目等ノ儀ハ全ク我ノ特裁ニ歸シ物産ノ多寡流融ノ實況ニ應シ便宜適正ノ處分相成候ハヽ、物産ノ洪利富强ノ基礎相立隨テ持立ノ威柄モ相備リ可申」と。（明治財政史第七卷二二〇—二二二頁）

井上馨は續いて十二月には大藏少輔吉田清成と共に「内國税法改正見込正院へ上申」をなした。曰く

「全國ノ地宜ニ應スル物産ヲ育シ邦俗ニ適スル工藝ヲ開キ其税ヲ權衡シ海外ニ輸出シ然シテ我國不足ノ物品ト交易シ海關保護税ノ活用ヲ以テ内地ノ物品輸出ノ利害ヲ去就シ海外ヨリ輸入ノ物品ヲ計較シ其得失ニ從ヒ之カ税額ヲ輕重シ常ニ輸出ノ物品ヲシテ輸入ノ物品ヨリ數倍セシムル事ニ注意シ以テ之カ税法ヲ設クルトキハ海外ニ對シテ許多ノ利益ヲ得ヘシ」（明治財政史第五卷二六九頁）

この四年十一月の頃にはすでに岩倉等派遣の議が決定し、條約改正に就ての評定が行はれてゐた。「海關税低昂見込書」は「海關税低昂見込御推問ニ付輸出入品ノ内精密粗樸必要無用ノ區別ヲ以凡取調」べて十一月大藏省から正院へ提出されたものであつて、恐らくはこの評定の資料となつたのであらう。之は商品の性質に依つて分類する。先づ輸出品では「第一種最モ重税を要スル物　元代ニ從ヒ十分ノ税ヲ收ムヘキ物」は蠶卵紙・繰綿・石炭等、第二種五分のものは蛹・葉煙草・海産物類等であつて、「第一種、第二種ノ諸品ハ多ク天工ヲ以テ生産スル品ニテ或ハ人工ヲ經ルモノアリト雖モ猶人工ヲ用ユルハ其用ヲ變換スヘク或ハ外國人國需ノ品タルヲ以テ從來ノ税額ヨリ增額ヲ要スル也」、第三種の生糸・眞綿・茶・鐵等も同じく五分であつて「第三種ノ品種多クハ人工ヲ以テ生産シタル品種タリ故ニ普通ノ税ヲ以テ輸出シテ可ナリ」、第四種海産物類・製茶等も五分で「第四種ノ品類ハ間々天工物ニアリト雖モ其形質ノ變換シカタキ物或ハ其有無ヲ以テ國内ノ損益トセサル物甄弄物タルヲ以テ其税ヲ輕クシテ可也」最後に第五種五分のものは竹器類・藥材・鉛物類・諸衣服並織物等。尚從來禁制品たる米穀並に粉類を入札拂下げ、無税輸出すべしとする。

一方輸入品の内、「第一種最重税ヲ要スルモノ」は酒類・食料品・その他の奢侈品・煙草で從價十分、第二種は各種綿織物・鋼・砂糖等で從價八分、而して第一種第二種は將來增税さるべきである。第三種普通税從價五分には、毛織物類・繰綿・木綿絲・鐵塊・各種金屬を含み、第四種も五分、兵器・器械類藥種等である。第五種は從來無税であつたが五分の税を要し、石炭・穀物類・硝石・鹽が之である。（明治財政史第七卷二二一—二四三頁）彼等は未だ輸出に於て「普通ノ税」に捉はれては居るが、保護關税を組織せんとした努力が見られる。かうした論議を終て、法權及税權の回復を含む所の「將來亞米利加合衆國と日本帝國との間に於て取極むへき條約草案」（岩倉具視關係文書第七　三一一—三二九頁）が岩倉に托されたのである。

（三）

政府當局の斯くの如き保護貿易思想に大きな影響を與へたるものは米國の保護經濟論であるが、その導入を示す二つの事實がここに注目される。即ち一は明治四年若山儀一の著と謂はれる「保護税説」であり、他は E. P. Smith の來朝である。

若山儀一（舊姓緒方正）は天保十一年（1840）生れ、明治元年開成所三等助教、二年七月中助教、四年二月大助教准席として大學出仕、同年五月地理權正　七月租稅權助　十月使節の隨行官員として渡米し、五年五月「國租事務取調」、十月紙幣國債印刷監督の命を受け、七年三月歸朝、六月租稅助の經歷を持ち、明治二年ペリーを飜譯し「官版經濟原論」卷三乃至卷六（價値論）、十年バイルズの譯「自由交易穴探」等の著書は有名である。「保護稅說」（「保護稅則ヲ設ケ工作ヲ勸奬スルノ議」）は、その頃政府に關稅自由權回復の論議があつて、租稅寮題の求めに應じて附錄を副へて提出したものであると自ら後に記して居る。（自由交易穴探廣告）この附錄といふのは「ケイリー氏等ノ歐亞各國ノ實際ニ就テ其得失ヲ明晰スル數章ヲ抄譯」したものであるが現在發見せられず、明治八年の島邨泰撰「立會就產考」に一部引用されてゐるのが之であらう。

「保護稅說」は先づ「自在ノ交易」「勸業保護ノ術」を紹介する。而して自由交易は天理に順ひ、理の當然であるが、未だ英・佛・亞等の文明國にも行はれず、行へばその國は亡びてしまつてゐる。又保護の術も、「禁糶法（コルンロウ）」、「運船律（ネヴイゲイシユン）」や（アクト）、各國の植民策の如き弊害もあるが、時と場所に應じて愼重に行へば國に益する事が少くない。日本こそは保護稅法を取るべきである。我國は自然的諸條件が良いのに農工商の不振であるのは慶元三百年の安逸の爲である。この時こそ誘導保護せざれば强隣遠强の制禦を免かれる事が出來なくなつてしまふ。

「今先農工ヲシテ其貴ブ所其急ニスル所ヲ知シメ粗物輸出ノ稅ヲ重クシ或ハ之ヲ禁ジ、大ニ製作ノ物ヲ起シ遊手ヲシテ食ニ就カシメ、財主ヲシテ其財本ヲ用フル所ヲ知ラシメバ、智工漸ク開ケ、器械漸ク整ヒ、物產漸ク殖シ、土價雇直自ラ其當ヲ得、融通自ラ浹ク、民力復タ復シ人ニ豫備アリ、家ニ素蓄アリ、敎化隨テ開ケ、民風漸ク移ルベシ」（明治文化全集第九卷五〇一―五〇四頁）

若山儀一こそは我國に於て、米國流の幼稚產業保護論を著述したる最初の者であつた。

之と同年、使節出發を前にしてスミスは初代外務省法律顧問として來朝したのである。

（四）

Erasmus Peshine Smith は一八一四年ニユーヨークに生れ、コロンビア大學・ハーバート大學を卒業した。以來實業に從事し、プロフエッサーとなり、官吏となつたりして、國務省賠償委員を勤めてゐた時に、國際法學者として有名なる所から國務長官に推薦されて、我國の外務省顧問として來朝し、明治四年一八七一年十一月から九年九月まで滯在した。歸米後一八八二年ニユーヨークに歿したが、彼は屢々新聞雜誌を發刊した事もあり、一八五三年には Manual of Political Economy を出版し、之は佛語にも譯された。（National Cyclopeadia of American Biography 及 Palgrave's Dictionary of Political Economy, vol III）

彼の學說が H. C. Carey の「忠實なる弟子」の地位を占める事は自他共に許すところであつた。今彼の貿易論を紹介しよう。

保護關稅及保護制度は大概の近頃の經濟學者に依つて否認されてゐるが、彼等の內、Say, Rossi, Scialoya, J. S. Mill 等の最も進步的な數人は充分廣い例外を認めてゐる。と、彼はミルが幼稚產業保護を認容せる箇條（Political Economy, vol II, p. 435）を引用してゐる。（E. P. Smith Manual of Political Economy, p. 216）

しかし彼等にあつてはもう一つの事情が考へられてゐない。即「各國は自己の領土產の原料の加工に就て、是等の原料を運搬する費用、及び、加工の仕事が爲された後にそれ等と交換に與へられる商品の運搬の費用の節約の點に於て、他のすべての國に對して必ず有利である」（ibid., p. 217）

國家は、その國の勞働者が、その產業に優越してゐる國に於ける程度まで訓練され得るし、又同じ機械を使用し得るといふ見込さへあれば、その產業を始めるべきである。食料と原料はどこにでも豐富に存在する。その上外國交易の機械（註船を指す）は國內の加工の機械と同樣に高價である。しかるに工場は船より長持ちし、又より多くを作り出す。各個人は力が限られて居り、生涯は短いから、加工の機械を作る代りに交易の機械を雇ふ方が大切であるかも知れないが、社會は不死であり、結合する事に依つて社會の諸力は先見的なる經濟の命ずる目的に適應する（ibid., pp. 218-219）

保護政策に反對して地域的分業論が叫ばれ、それには否定し得ない眞理があるが、それは決して我々と矛盾するものではない。問題は國家間に於ける夫々の自然產物の交換の問題ではなくして、是等の生產物が如何なる形で交換されるかの問題である。一社會はその餘剩生產物を、他の社會の他の種類の餘剩生產物と出來る限り少い費用で交換せんとする。

「しかし乍ら、眞に交換されるものは、二つの面――勞働より生ずる價値と、勞働者が維持される食物を主として代表する價値――に於て商品に體現された勞働である。交易せんと欲してゐる二つの仲間の間には距離があるから、彼等の目的の達成に對する自然の障害は、彼等が夫々に所有する商品の容積の、それ等を生產せる勞働量への比例に依つて計られる。各々は大きな價値を小さな範圍に壓縮するに從つて、益々多くを交換せんとし、益々多くをそれと交換に受取らんとする」（ibid., p. 219）。

結局、外國貿易を擴張し增加する眞の方法は、國內交易を培養するにある。原農業生產物の餘剩の捌口は、それを最も遠く運搬し得る形態にする事によつて求められる。英國はこの方法によつて發展した（ibid., p. 220）。

スミスは次に保護制度に依つて生產が安價になつた事を示す爲に、North British Review の一八五二年十一月の論說を引用し、大陸及合衆國の綿織物及毛織物が盛に輸出されるようになつた歷史を示す。大英帝國と同樣に安い價格で製造する力は、それを求めた國に於ては有效なる保護に依つて達成せられた。斯かる政策を採つた諸國は富と力とを增し、英國に服從する國家は抵抗力を失つた。英國の自然的利益は亦人工のものであり、それはたえず減少してゐる（ibid., p. 222）。

しからば如何なる方法によつて保護を行ふか。最後の一章「政府」に於て、一般租稅論から進んで、保護關稅を論じてゐる。

一社會が、自己の食料と原料とを國內で結合した方が、外國で爲さるべき加工の勞働を求めるより安價であると判斷し、そうする事に依つてその社會の總生產量を增加せんとして、勞働者の訓練の爲に、社會の資本の一部を投入する。その場合國內製品に對し、輸入品より高い價格を支拂はなければならないが、この犧牲は訓練の進展するに從つて減少し、終には消滅する。しかし乍ら各個人はその個人的利益から、安い輸入品を撰ぶであらうから、それを防ぐには二つの方法がある。即ちその一は、國內生產者に奬勵金を支出する目的の爲に、全社會に平等に貢納金を賦課する方法である。之に對する反對論は、それはその商品の消費者の利益の爲に全社會に課稅する、といふ。或は又、外國生產者は價格を引下げて、奬勵金の目的を打破し得るし、その場合その奬勵金を支拂つてゐる社會の重荷は緩和されずして、消費者のみが引下の利益を受ける、と言ふ。第二の方法たる一定の關稅の賦課は、外國商品の價格を高め、未來の引下に依つて利益を受けるべき消費者に稅を拂はせる。而して「國內生產の費用が減少するに從て、外國の生產者は關稅の一部を支拂はせしめられ、かくてその國の收入及びその國の稅金支拂者の援助に

寄與する。それは國内生産者に於ける熟練の増進・器械の改良・市場の擴張と共に、保護された商品の價格が下落するに從て増加して、彼には罰金として作用し、終にそれは消費者に對する税金ではなくなつてしまふ」(ibid., pp. 266-267)。

スミスが來朝したのは、この原論の出版後十五年經つてからである。惟ふに、彼の幼稚産業保護論は、新政府の經濟政策に於て正に利用さるべきものであつたに違ひない。彼の來朝は、かくしてその時期と彼の學説と關聯して、初めて充分なる意義を見出し得る。殘念乍ら、日本の外交史上に於けるスミスの活躍も、今日まで全く、有能なる外交顧問としか理解されてゐなかつたのである。

（五）

スミスの來朝の事情に就ては原資料が充分求められないので、田保橋潔氏に據ることゝする。英國公使パークスの專横は日本政府及外交團の不快を招いてゐたが、四年四月パークスの歸國せるを機として副島は外交刷新に着手した。是より先一方米國公使デ・ロングは、日本外交官が國際法の智識に幼稚であるから、有力なる歐米法律學者を顧問として招聘せんことをすゝめたので、外務卿澤宣嘉・外務大輔寺島宗則はその好意に感謝して人選をデ・ロングに一任し、一方駐米少辨務使森有禮に訓令して、國務長官ハミルトン・フィシュに交渉せしめた。フィシュは愼重に人選してスミスを推薦し、四年十月契約が成立したのである(岩波講座日本歴史田保橋潔著「明治外交史」十六頁以下)。

任務は國際法顧問、給料は最高給なる一萬元、任期は初め三ヶ年であつて、後に二ヶ年延長したのであらう。西洋暦で十一月、日本暦で十月サンフランシスコを出發した。來朝當時の行動は木戸孝允日記の他據るべきものが無く、横濱着の日は不明である。とに角、十一月十二日の岩倉その他使節一行の出發を前にして、政府では條約改正の評定が頻りに行はれてゐた頃である。スミスの名は十月二十八日に現れてゐる。即ち、木戸・福地が伊藤の宅を訪れ、數時間に渉つてスミス(「米人ツミット」)と相談してゐる。伊藤といふのは前後から判斷して伊藤博文と見て誤なからうと思はれるが、彼は先に米國に學び、政府に保護關税を説き進めた事は前に擧げた。福地源一郎も亦文久・元治の再度の渡歐頃から外國語に長じ、三年伊藤博文の下に大藏省雇となつて四年には「會社辨」を譯出し、更に伊藤に從て渡米して經濟に關する調査を行つて歸つて來たばかりである。又後に記すように、八年には東京日々新聞上で、保護貿易を飽くまで實際的な見地から論じてゐる。彼等がスミスの説を相當の程度まで理解し得たと解して差支へ無からう。木戸はその印象を「未聞の説を聞不少」と記してゐる。(木戸孝允日記第二　一一四頁)この翌日には彼等によつて「條約改正評決」が行はれた、木戸は尚出發の前日にもスミスを訪ふてゐる。

岩倉一行は「將來亞米利加合衆國と日本帝國との間に於て取極むべき條約草案」を持つて渡米したが、五年二月全權委任狀を取りに伊藤大久保が一旦歸朝した。その後も岩倉・木戸・森等によつて交渉は續けられ、その條約案文は福地の筆跡なるものが發見せられてゐる。(明治文化全集第六卷外交篇二―二四頁)古野博士の校註に從て之を見ると、我方は、關税自主權を回復し、税目改正は六ヶ月前に公達すべき事を約さんと合衆國に提議した。而して、貿易航海に就ては相務的に最惠國の約款をなし、下關その他五港を順次に開かんとする點は、意見の一致を見たようである、又日本案としては、外人居住地を次第に擴張すると同時に、現時の居留地規則を廢し、治外法權を撤廢する、但し日本政府が各地に裁判所を設けるまでは領事裁判權を認めんとした。

結局この交渉も六月伊藤大久保が再びワシントンに到着して直ぐ中止になつたのであるが、その間スミスが大いに働いてゐた。森谷秀亮氏に依れば、スミスの意見により、會同協議即列國の諸全權とヨーロッパの一地に會して

改正を商議すゝを條件として全權委任狀が與へられた。しかるに米國はそれを拒絶し、一方歸國の途次ワシントンを過ぎた駐日獨逸公使フォン・ブラントは最惠國約款を說いて、交渉を各箇別に行ふの不利を岩倉に進言し、在英留學生の尾崎三良等が急遽渡米して改正の早計を難ずる等の事があつて遂に中止のやむなきに至つたのである。（岩波講座日本歷史森谷秀亮著「條約改正」二二頁、會同協議の條件があり、米國が反對した事は、岩倉具視關係文書第七、三二三―三二六頁の「會議の節洪基見込書取」に見られる。）

このフォン・ブラントはワシントンに於て使節と協議すること五日間に及んでゐるが、彼にはスミスとの聯絡があつた。フォン・ブラント宛スミスの書簡の寫しを、副島外務卿等が讀んで大いに感服し、スミスに感謝した旨を、在米の岩倉に傳へた記錄がある。（岩倉具視關係文書第五　一五八頁、明治六年六月十五日岩倉具視宛大原重實書翰）（フォン・ブラントには M. von Brandt, Dreiunddreissig Jahre in Ost-Asien, 3. vols, 1901, Leipzig. の著があるが此の間の事情は詳でない。

尙信夫淳平氏の說によれば、伊藤大久保一旦歸朝の際に、「改正案に就て副島との間に審議を盡し、特に副島は顧問のスミス(Benjamin Smith)をして改正案の要領を起草せしめ、廟議は此等を取捨して裁定を與」へ使節に携行せしめた。（外交側面史談六二頁）とあるが、木戸孝允の日記に「本邦より來る所の草按條約」といふのが是であらうか（木戸孝允日記第二　一九四頁）。しかし現在發見されてゐない。

かくしてスミスは、第一回の條約改正交渉の際に、出發前の會談と會同協議及び條約改正要領の進言によつて直接に、國家主義的條約を獲得せしめんと努力を拂ひ、更には明治政府の要路者に思想的影響を與へたものと思はれる。

（六）

この後も外交上の問題に就ては彼の活躍は顯著である。有名なるマリア・ルース號事件は、日本の外交を初めて國際的水準にまで高めたものであるとさへ言はれるが、この勝利はスミスの明敏なる頭腦によつてもたらされたのである。その他五年三月の米艦臨幸要請問題・六年米國船會社との訴訟事件・七年四月英國公使館書記サトー捕縛事件等にも、殊更に强硬外交を建策し、國權恢復を計つた努力が見られる。しかるに明治六年の頃より對支問題が起り、臺灣征伐・副島の北京交渉などには、同じく外務省顧問として米人リセンドルが主に用ひられて、七・八・九年にはスミスの名は餘り見出せない。

しかもここに注目すべきことには、彼の滯日中の時期は、我邦の貿易狀態が非常に惡化し、八年を中心として、保護貿易論の陣營が確立せんとした時期に一致してゐる。八年二月福地源一郎が東京日々新聞上に記すところに依れば

「此說（註　保護稅說）ヤ獨リ內務大藏ノ諸省ニ於テ理財ニ關係アル官員ノミナラズ有志家モ學者先生モ新聞記者モ各々ソノ筆トロトヲ揃エテ之ニ雷同セザルハ無シ……保護稅ハ近來ノ無稅輸入品ト雖トモ我邦ノ論者流行ニ適ヒタル」

といふ有樣であつた。（十一年七月林正明譯「經濟辯妄」緖言にも同樣の記述が見られる）無論、歐米の先進資本主義と後進國日本との自由なる貿易から結果した所の好ましからざる貿易狀態がその基礎をなしてゐる。即ち

物品輸出入

	輸出	輸入	差額	
	千円	千円	千円	
一年	15,553	10,693	4,860	出超
二年	12,909	20,784	7,875	入超
三年	14,543	33,742	19,199	〃
四年	17,969	21.917	3,948	〃
五年	17,027	26,175	9,148	〃
六年	21,635	28,107	6,472	〃
七年	19,317	23,462	4,145	〃
八年	18,611	29,976	11,365	〃
九年	27,712	23,965	3,747	出超
十年	23,349	27,421	4,072	入超

金銀輸出入

	輸出	輸入	差額	
	千円	千円	千円	
五年	4,481	3,692	789	出超
六年	5,123	3,081	2,042	〃
七年	13,995	1,072	12,923	〃
八年	14,664	298	2,408	〃
九年	10,676	8,267	2,408	〃
十年	9,441	2,173	7,268	〃
十一年	8,329	2.189	6,140	〃

（一年乃至四年は不明）

平均して金銀輸出の内金は五五％で、輸入では一三％にすぎない。次に明治六年をとつて貿易輸出入の内容を見よう。

六年主要輸出品

	千円
米	533
茶	4,659
昆布	537
海產物類	845
蠶卵紙	3,063
生絲	7,326
絹布	4
綿布	9
紙	67
石炭	628
銅	614
陶磁器	116
其他	
計	21,635

但し蠶卵紙は七年に急減して七三萬となり、以後漸減してゐる。

六年主要輸入品

	千円
繰綿	264
綿絲	3,402
金布類	3,481
其他綿布類	2,128
モスリン	1,077
其他毛織物類	5,985
毛布毛氈	571
衣服附屬及品	1,535
石炭	237
鐵及鋼	682
ガラス類	342
機械	277
砂糖	2,274
其他	
計	2,8107

（以上大藏省編纂大日本外國貿易四十一年對照表より計算す）

斯かる狀勢の下に於て、政府内では先づ、當時の模範官營政策・海運貿易奬勵の指導者大久保利通は、七年五・六月頃と推定されてゐる「殖産興業に關する建議書」に於ては英國のマーカンチリズムに倣つて工業を奬勵すべしと說き、（大久保利通文書第五、五六一頁）八年五月の「本省事業ノ目的ヲ定ムルノ議」にあつては、貿易の不均衡と、輸入による國内産業衰微を憂へてゐる。（同第六　三六三頁）

一方大藏省では、積極的に保護關稅設定の議が進められてゐる。六年二月に海關稅則取調の一局が開かれて、租稅權頭中島信行の取調書が出來上つた。（明治財政史第七卷二四四頁以下）翌七年四月には租稅頭松方正義・租稅助吉原重俊の「稅則改定建議」があり、近年の現貨流出に依つて遂には紙幣の信用を失ふに至るべき事を憂へ、又原料輸出・精製品輸入の不利を述べ、保護關稅設定の急務を唱へてゐる。（同三二三―三三四頁）松方は十二月にも上申するところがあり、（同三二五―三三八頁）大隈大藏卿はその趣旨を以て太政官に建議し、外務省へも條約改正を督促した。この頃言論界に於ても保護貿易論の聲が高かつたので、八年十一月寺島外務卿は稅權回復に着手せんとしてゐる。（同三三八―三四二頁）とんで十年になると關稅局長吉原重俊の建議があり、大隈は自ら外國公使と協議せんとし、八月委員會を設けて海關稅則改正案を起草せしめた。（同三四五―三八五頁）かうして屢々作成された關稅案も形式的なものから、次第に現實的なものへと近付けられて行き、輸出稅廢止が認められ、これは次々と實施せらるゝまでに至つた。

翻つて一般思想界を見るに、さきに啓蒙的自由貿易論はその理論的追求と資本主義經濟機構說明の業を續ける一方、實際的政策論としては保護貿易論を唱へるに至つた。七年十二月乃至八年二月に渉る明六雜誌及び民間雜誌上の論爭に於て文明輸入論者津田眞道・西周に反對して、杉享二・西村茂樹や、福澤先生を初めとする小幡篤次郎・牛場卓藏の慶應義塾一派が保護貿易論に傾いた事は周知の通りである。特に牛場等に幼稚産業保護論が見られる。之に續いて八年の一月から五月にかけては新聞紙上に貿易論爭が行はれたのである。東京日々新聞に據つて立つ福地源一郎は民權問題を繞つて朝野新聞・郵便報知新聞等に對立してゐたので、ひいては後者の保護貿易論に反對してゐた。しかるに彼も結局は保護貿易論者であり單にその輕々しく實施し得ない事を說くにすぎなかつたのである。即ち彼の東京日々新聞社說は八年一月十五・十六・二十七・二月十七・二十日・三月四・五日・四月十二日・五月二・四・二十日等に見られる。一方郵便報知新聞では二月十日田中義郎「國家理財の道の衰るを救ふ策」（投書）三月十七日大江卓「海關稅說」、三月二十七・二十九・三十一日、四月四・十四日の和田啓三の社說が福地に應酬してゐる。特に和田は、運送費の利害と日本の低賃銀を指摘してゐる點が注目される。朝野新聞には大江卓「海關稅說」が同文で載り、四月五月には廣出百之といふ人のがある。（尙福地の記するところに依れば、「あけぼの」に誠求子「保護稅說」があつた如くであるが、未見である）

この時期に續いては、十年の Sir John Barnard Byles 著若山儀一譯「自由交易穴探」や、十一年の Robert E. Thompson, Social Science and National Economy, 1875 加藤政之助譯「交際論附經濟初編」（譯者は慶應義塾出身序論の思想史の部分のみを譯出す）などを經て十三年から田口・犬養の論爭が始まつてゐるのであるが、すでに七・八年の頃に於て米國流の保護經濟論は、政治家・官吏・思想家一般の通論となつたのである。

九年九月に歸米した・E・Pスミスは、かゝる思想的時期に於ける日本に滯在した事になる。

（七）

では、彼を經濟學者と知つて敎を受けた者は無かつたであらうか。前に述べた如く、四年に「保護稅說」を廟議に

呈出々版し、使節にも隨行した若山儀一が、十年の譯出になる「自由交易穴探」の「廣告」（序文）に於て、

「且保護政策を主としたる書類にても傑利（ケーリー）のは大部に過ぎ私密斯（スミス）外務省に昨年まで傭入れられたる人なり越兒土兒（エールトル）（註William Elder）のは高尚に過貌奄（パウエン）（Francis Bowen）のは偏する所あり革利里（グリーリー）（Horace Greeley）のは備はらず須利灣（シュリワン）（Sir Edward Sullivan）のは略に過ぎたり特り本書（John Barnard Byles）は……」

と書いてゐる所に、彼とスミスとの實際的交渉を想像させるものがある。

尚餘談乍らスミスの人物に就ても二三傳はいつて居る。極めて豪放なる性質であつて、副島外務卿・米國公使デ・ロング（シャーフスリープ）と意氣投合して、「肌脱ぎ外交（ディプロマシー）」を現出した。日常生活は日本人に擬して和服を着用し雙刀を帶びて外國人の危險視された市中を濶歩した（田保橋潔著明治外交史）癈刀令後も木刀の小さいのを腰から離さなかつた相である（中田敬義氏談）駐英公使寺島宗則は、五年九月二日ロンドンから副島外務卿に送れた外交上の意見書の一條にかう書いた。

「一、外務省スミス事不行狀頻ニ相聞ヘ假令名言ありといへとも外務省之論不行事ニ至リ可申哉（其妾ニ袴ヲ着セシメ馬ニ乘セテ同行シ或ハ横濱市街ニ醉倒スルノ類無數）今ノ大使歸朝セハパークス等も歸り可申其彼カ醜ヲ鳴スニ無相違自今二年は雇ふへき事にて不得已ハ嚴ニ彼ニ禁酒ヲ命シ服セサレハ辭セシメテ諾シテ破棄するも同樣に約セラレテハ如何」（大隈重信關係文書第一　五一〇頁）

（一九三八・一〇・二六）

古版經濟書解題

一千八百三十二年版ヴィルヘルム・フォン・ヘルマン著

『國家經濟研究』

高橋誠一郎

一

ヴィルヘルム・フォン・ヘルマン（Friedrich Benedikt Wilhelm von Herman）は一千七百九十五年十二月五日バイエルン、ディンケルスビュールに生れ、エルランゲン及びヴュルツブルグに學び、一千八百二十一年、エルランゲンに於いて官房學講師（Docent der Kameralwissenschaften）としての資格を得、同地に於いて數學教師と爲り、同二十五年、ニュルンベルグの工藝學校の數學教授に擧げられ、同二十七年ミュンヒェン大學に於ける官房學の臨時教授（ausserordentlicher Professor）に任ぜられ、更らに同三十三年には正教授（ordentlicher Professor）の椅子に着き、同三十五年にはミュンヒェン科學學士會員と爲つた。彼れが同大學に於いて正教授に任命せらるゝを得たのは其の前年、即ち一千八百三十二年に出版せられた彼れの名著『國家經濟研究』（Staatswirthschaftliche Untersuchungen über Vermögen, Wirthschaft, Productivität der Arbeiten, Kapital, Preis, Gewinn, Einkommen und Verbrauch.）の好評なりしに由るものである。